

国土交通省	国際観光振興機構
-------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容	措置状況	措置内容・理由等
01 外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等	企画・立案・調査業務の国への移管、民間との役割分担	23年度から実施	企画・立案・調査に関わる業務は国（観光庁）に一元化し、法人は海外事務所を基盤とした業務に重点化する（例：調査事業については、海外で実施する必要のあるもののみを法人が行い、国際観光白書、消費動向調査、訪問地調査は国に移管する。）。 民間と競合する海外プロモーションの国委託事業へは不参加とし、民間にゆだねる。	1a	企画・立案・海外で実施する必要のない調査（国際観光白書、消費動向調査、訪問地調査）に関する業務を国（観光庁）に一元化した。 海外プロモーションの国委託事業には参加せず、民間に委ねることとした。
	法人直営の外国人国内観光案内所（TIC）の廃止	23年度から実施	法人直営の外国人国内観光案内所（TIC）を廃止する。民間委託は業務の効率化を図った上で行う。	2a	現在の法人直営の外国人観光案内所は平成24年1月上旬に廃止する予定。民間委託については、平成23年5月27日に企画競争説明会を実施し、6月24日に応募書類提出締切。7月7日に審査会を開催し、優先交渉権者を決定の上、協議中である。10月上旬に契約を締結、平成24年1月上旬から委託開始予定。
	通訳案内士試験業務の民間等への移管	24年度以降実施	通訳案内士試験の執行業務については、他の実施主体に移管することを検討する。	2a	平成23年度において、より実践に即した試験内容への見直しや試験実施経費の削減について検討を行った上で試験ガイドラインの改正を行い、平成24年度以降の通訳案内士試験の他の実施主体への移管可能性について検討を行っている。

【資産・運営等の見直し】

	講るべき措置	実施時期	具体的な内容	措置状況	措置内容・理由等
02		23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際交流基金の事務所との共用化等を図る。	1a	バンコク事務所については、国際交流基金の事務所との共用化等のため、同基金が入居するビルへ平成23年7月2日に移転し、7月4日に開所した。 また、北京事務所についても、同基金が入居するビルへ8月27日に移転し、8月29日に開所した。
03	事務所等の見直し	海外事務所13か所の統廃合等	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画（移転・新設の場所・時期）を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について22年度中に合意。 また、今後、同一都市に他の法人の事務所が所在している10箇所について、共用化の可能性について個々に情報共有を図り、3省庁間で会議を開催する等検討を進める。
04	本部事務所の移転	23年度以降実施	経費節減の観点から、本部事務所（有楽町）を移転する。	2a	平成23年6月13日に検討委員会を立ち上げ、留意事項や課題の洗い出し等本部事務所の移転のための検討を開始した。